4　証人等買収の処罰
㈠　(1)又は(2)に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条の二第一項関係)
(1)　死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
(2)　別表第一に掲げる罪
㈡　(1)又は(2)に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合等において、㈠の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条の二第二項関係)
5　その他
犯罪収益の拡大に伴い、没収保全、追徴保全及び国際共助手続の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条等関係)
二　条約による国外犯処罰関係
一の3の罪及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等に規定する罪の一部につき、刑法第四条の二の例に従うこととした。
三　刑法の一部改正関係
第一九八条(贈賄)の罪につき国民の国外犯を処罰することとした。(第三条関係)
四　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係
犯罪収益の拡大に伴い、捜査機関等への情報提供の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条第一項関係)
五　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正関係
自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第五五条関係)
六　附則
1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二条～第一一条関係)
2　取調べの録音・録画等に関する制度の在り方及びGPS端末を用いた捜査を行うための制度の在り方についての検討について定めることとした。(附則第一二条関係)
3　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第六八号)(厚生労働省)

1　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を一〇年延長し、平成三九年八月六日までとすることとした。(附則第二条関係)
2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(法律第六九号)(厚生労働省)

一　児童福祉法の一部改正関係
1　保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等に関する事項
㈠　家庭裁判所は、施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県に対し、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができるものとすることとした。(第二八条第四項関係)
㈡　家庭裁判所は、㈠による勧告を行った場合において、施設入所等の措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができるものとすることとした。(第二八条第七項関係)
㈢　家庭裁判所は、㈠又は㈡による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとすることとした。(第二八条第五項及び第八項関係)
2　一時保護に関する事項
㈠　二月を超えて引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないものとすることとした。(第三三条第五項関係)
㈡　児童相談所長又は都道府県知事は、㈠による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は㈠により引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとすることとした。ただし、当該申立てを却下する審判があった場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限るものとすることとした。(第三三条第六項関係)
二　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係
都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について当該児童虐待を行った保護者の同意の下で施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われ、かつ、当該保護者について、面会及び通信の全部が制限されている場合において、特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができるものとすることとした。(第一二条の四第一項関係)
三　施行期日等
1　検討規定
政府はこの法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。(附則第四条関係)
2　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(政令第一六三号)(経済産業省)

一　計量法施行令の一部改正関係
1　特定計量器の追加に関する所要の措置
㈠　特定計量器である質量計に新たに自動はかりを追加することとした。(第二条関係)
㈡　自動はかりのうち、ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり以外は検定の対象としないこととした。(第五条関係)
㈢　検定の対象となるホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかりについてそれぞれ指定検定機関の指定の区分を規定することとした。(第二六条関係)
㈣　自動はかりを検定証印等の有効期間のある特定計量器とし、その有効期間を二年(ただし適正計量管理事業所において使用する自動はかりについては六年)とすることとした。(別表第三関係)
㈤　検定の実施主体を国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関とすることとした。(別表第四関係)
2　酒類のうち、発泡酒等について特殊容器を使用できることとした。(第八条関係)
3　平成五年に措置した非自動はかり等の定期検査の免除期間に関する特例措置を廃止することとした。(附則第五条関係)
二　計量法関係手数料令の一部改正関係
1　計量器の型式の承認に際し、技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書が添付された場合には、手数料の額を減額することができることとした。(第四条関係)
2　特定計量器ごとに一律である手数料の額を、試験項目に応じた額に改定することとした。(別表第四関係)
三　附則関係
1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二条～第四条関係)
2　関係政令について所要の改正を行うこととした。(附則第五条関係)
四　施行期日
この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。ただし、計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行することとした。